

岐阜県PTA見舞金給付会会則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、岐阜県PTA連合会、地区PTA連合会、郡市町村PTA連合会及び小中学校の単位PTAのPTA活動において、主催または共催事業開催中におけるPTA会員、並びに国公立小中学校に在籍する児童・生徒、及びPTAが依頼した指導者・特定協力者等の災害（傷害・後遺障害・死亡）に関して必要な見舞金給付を行い、もってPTA活動の円滑な実施に資することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、岐阜県PTA見舞金給付会と称する。（省略・給付会）

(所在地)

第 3 条 本会は、事務局を岐阜市菅原町3丁目3番地・岐阜県PTA連合会事務局内に置く。

第2章 会員及び負担金

(会 員)

第 4 条 本会の会員は、岐阜県PTA連合会の会員をもってする。

2 給付会負担金は徴収しない。（責任準備金は返済しない）

第3章 事 業

(事 業)

第 5 条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 医療見舞金の給付に関する事
- (2) 後遺障害見舞金の給付に関する事
- (3) 死亡弔慰金の給付に関する事
- (4) 特別な給付に関する事
- (5) 当会の趣旨に適する事項

(給 付)

第 6 条 前条の給付の対象となる災害及び給付の基準については別に定める。（岐阜県PTA見舞金給付規程・岐阜県PTA連合会審査会規程）

- 2 給付は、PTA会長の申請に対して行う。
- 3 会員以外であっても、岐阜県PTA見舞金給付規程第3条の規定により給付対象になる場合がある。
- 4 給付に関し、その申請の一部または全てが虚偽であったことが判明した場合には、給付金額の一部または全額を返還させると共に、損害を賠償させることができる。

第4章 評議員・役員・理事・審査員

(評議員・役員・理事・審査員)

第 7 条 本会の評議員・役員・理事・審査員は、岐阜県PTA連合会の評議員・役員理事・審査員をもってこれにあてる。

(職 務)

第 8 条 会長は、本会を代表し、会務を統括し執行する。

- 2 会計は、会計を処理する。
- 3 監事は、会務・会計を監査する。
- 4 相談役・顧問は、会務・会計の助言をする。

第5章 会 議

(会 議)

第 9 条 本会の会議は、岐阜県 P T A 連合会の評議員会・役員理事会・審査会と兼ねることができる。

(評議員会)

第 1 0 条 評議員会には、役員・理事・評議員・ P T A 顧問及び必要に応じて監事でもって構成し、本会の議決機関として次のことを行う。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) 本会則の変更に関する承認
- (4) 本会の運営に関する重要事項の承認

(役員理事会)

第 1 1 条 役員理事会は、役員・理事・ P T A 顧問及び必要に応じて監事でもって構成し、本会の執行機関として次のことを行う。

- (1) 審査員の承認
- (2) 審査会・給付会の運営に必要な事項についての協議
- (3) 本会則に基づく諸規程及びそれに関する細則の変更の承認
- (4) 緊急事項の処理

(審査会)

第 1 2 条 本会の運営・給付等についての協議は、岐阜県 P T A 連合会特別委員会の審査会で行う。審査員は、岐阜県 P T A 連合会の審査規程に基づいて選定する。

(特別委員会)

第 1 3 条 本会の運営・給付等について、その課題に基づいて特別委員会を設けることができる。特別委員会は役員、役員及び理事経験者並びに必要に応じて学識経験者等から、その課題に基づいて選定し構成する。

第6章 経 理

第 1 4 条 見舞金は、蓄積済の責任準備金から給付する。

第 1 5 条 給付のために蓄積されている責任準備金の預入は、次の方法の何れかとする。

- (1) 銀行預金
- (2) 国債または地方債
- (3) 信託業務を営む銀行に対する貸付信託または金銭信託

第 1 6 条 審査会の事務経費は及び賠償責任保険加入料は、岐阜県 P T A 連合会会費をもってこれにあてる。

第 1 7 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。

第7章 事 務 局

第 1 8 条 本会に、会務・会計を処理するための事務局を設け、事務局長及び事務局員を置く。

第8章 改 正

第 1 9 条 本会則の変更は、評議員会において出席者の 4 分の 3 以上の同意を得て変更することができる。

第 2 0 条 本会則に基づく諸規程及びそれに関連する細則の変更は、役員理事会において出席役員理事の 4 分の 3 以上の同意を得て決定し、評議員会で報告する。

付 則

- (1) (制定発足) 本会則は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) (改正施行) 本会則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から改正施行する。
- (3) (改正施行) 本会則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から改正施行する。
- (4) (改正施行) 本会則は、平成 2 0 年 2 月 1 日に改正し、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
- (5) (改正施行) 本会則は、平成 3 1 年 2 月 1 日に改正し、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- (6) (改正施行) 本会則は、令和 7 年 5 月 2 日から改正施行する。